

平成26年6月11日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第54号	秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第55号	秩父市税条例等の一部を改正する条例	3
議案第56号	平成26年度秩父市一般会計補正予算(第3回)	9
議案第57号	工事請負契約の締結について	14
議案第58号	工事請負契約の締結について	15

議案第54号

秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年秩父市条例第258号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給すること」の次に「について必要な事項」を加える。

第2条中「消防団員」を「非常勤消防団員」に、「もの」を「者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新

条例」という。)別表の規定は、平成26年4月1日(以下「適用日」という。)以後に退職した非常勤消防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の秩父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

平成26年6月11日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の支給額について、同様に見直しを行いたいため。

議案第55号

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例(平成17年秩父市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第34条の4の2中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「又は」を「若しくは」に、「法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について」を「法人又は外国法人が」に改め、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2, 400円

その他のもの 年額 5, 900円

第82条第3号中「4, 000円」を「6, 000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び

第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

(秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市税条例の一部を改正する条例（平成25年秩父市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中秩父市税条例第34条の4及び第34条の4の2の改正規定並びに次条第8項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中秩父市税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、同条例附則第22条から第23条までを削る改正規定並びに同条例附則第24条を同条例附則第22条とし、同条例附則第25条を同条例附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中秩父市税条例第82条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

- (4) 第1条中秩父市税条例第33条第5項の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中秩父市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第7項並びに附則第4条及び第5条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中秩父市税条例附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第33条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第34条の4及び第34条の4の2の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税につい

て適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
 第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	秩父市税条例の一部を改正する条例（平成26年秩父市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

平成26年6月11日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、軽自動車税の税率等について、所要の改正を行いたいため。

議案第56号

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ682,683千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,833,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月11日提出

秩父市長 久喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,924,622	△173,496	2,751,126
	2 国庫補助金	425,344	△173,496	251,848
15 県支出金		2,122,913	21,468	2,144,381
	2 県補助金	995,401	21,468	1,016,869
16 財産収入		139,421	10,000	149,421
	2 財産売払収入	49,355	10,000	59,355
20 諸収入		407,054	32,245	439,299
	3 貸付金元利収入	57,758	30,000	87,758
	5 雑入	264,171	2,245	266,416
21 市債		3,677,200	△572,900	3,104,300
	1 市債	3,677,200	△572,900	3,104,300
歳入合計		28,515,714	△682,683	27,833,031

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		10,103,386	1,232	10,104,618
	1 社会福祉費	5,400,553	648	5,401,201
	3 生活保護費	1,183,251	584	1,183,835
5 労働費		61,669	50,943	112,612
	1 労働諸費	61,669	50,943	112,612
6 農林水産業費		1,142,262	2,673	1,144,935
	1 農業費	827,731	2,673	830,404
8 土木費		2,766,410	142,179	2,908,589
	2 道路橋りょう費	1,205,167	140,400	1,345,567
	5 住宅費	154,013	1,779	155,792
10 教育費		3,217,756	△911,530	2,306,226
	2 小学校費	1,357,397	△911,530	445,867
	5 社会教育費	492,587	0	492,587
14 予備費		100,342	31,820	132,162
	1 予備費	100,342	31,820	132,162
歳 出 合 計		28,515,714	△682,683	27,833,031

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
5 地方道路整備事業費	654,300	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
9 大田小学校体育館改築事業費	295,700		
10 大田小学校プール改築事業費	133,900		
11 吉田小学校校舎大規模改造事業費	271,400		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	782,400	補正前に同じ。		
	0			
	0			
	0			

議案第 57 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 秩父市立吉田小学校校舎大規模改造工事
施工箇所 秩父市下吉田 3 8 3 3 番地
請負金額 金 3 6 7, 0 9 2, 0 0 0 円
請負業者 高橋・有隣特定建設工事共同企業体
共同企業体構成員 埼玉県秩父市中村町四丁目 1 番 3 号
株式会社高橋組
代表取締役 高橋崇剛
共同企業体構成員 埼玉県秩父市上宮地町 2 2 番 2 5 号
有隣興業株式会社
代表取締役 佐田益男
上記代表者 株式会社高橋組
代表取締役 高橋崇剛

平成 2 6 年 6 月 1 1 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市立吉田小学校校舎大規模改造工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 6 1 号）第 2 条の規定により提出する。

議案第58号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 秩父市立大田小学校体育館改築工事
施工箇所 秩父市太田1661番地
請負金額 金339,120,000円
請負業者 守屋八潮・黒沢・黒瀧特定建設工事共同企業体
共同企業体構成員 埼玉県秩父市宮側町14番16号
守屋八潮建設株式会社
代表取締役 山口浩人
共同企業体構成員 埼玉県秩父市山田2696番地7
株式会社黒沢工務店
代表取締役 黒沢達男
共同企業体構成員 埼玉県秩父市大野原80番地47
有限会社建設工房黒瀧
代表取締役 黒瀧次光

上記代表者 守屋八潮建設株式会社
代表取締役 山口浩人

平成26年6月11日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市立大田小学校体育館改築工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。